（健康保険法施行令の一部改正）

第五条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次条において「旧児童手当法」という。）」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

附則第八条の二の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第六条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「場合を」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を」に改め、同条第二項中「場合を」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第二項を」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第七条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次条において「旧児童手当法」という。）」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

附則第九条の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第八条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次項において「旧児童手当法」という。）」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

附則第三項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第九条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第五号中「児童手当法」の下に「（昭和四十六年法律第七十三号）」を加える。

附則第七条から第十条までを削る。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第十条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「第八条第六項中「児童手当法」の下に「（昭和四十六年法律第七十三号）」を加え、「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」と、「を児童手当法」とあるのは「を旧児童手当法」と、「に、「児童手当法」とする」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」とする」に改める。

附則第三項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法（」の下に「昭和四十六年法律第七十三号）」を加え、「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」と、「を児童手当法」とあるのは「を旧児童手当法」と、「に、「児童手当法」とする」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」とする」に改める。

第十一条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次項において「旧児童手当法」という。）」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

附則第三項の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」に改める。

（日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十二条　日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二中「適用する」の下に「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の」を加える。

附則第三条の三中「適用する」の下に「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の」を加える。